

3. 海外の状況の比較一覧表

企業継続能力に関する財務諸表作成上の取扱い

調査項目	国際基準	アメリカ	イギリス	オーストラリア	カナダ	ドイツ	フランス
1. 企業継続を前提として財務諸表を作成する旨の規定	・国際会計基準第1号「財務諸表の作成」において明確化	・規定はない。 (会計公準としての位置付け)	・会社法 ・会計実務基準書第2号	・会社法 (Corporation's Law) 第301条及び302条 ・オーストラリア会計基準第6号「会計方針」	・カナダ勅許会計士協会「ハンドブック」セクション 1000「財務諸表概念」	・商法第252条	・商法第14条
2. 不確実性に関する規定	・国際会計基準第10号「偶発事象及び後発事象」 ・国際会計基準第1号「財務諸表の作成」	・財務会計基準書第5号「偶発事象の会計処理」 ・監査基準書第79号「監査報告書の作成」	・会計実務基準書第17号「後発事象の会計」 ・会計実務基準書第18号「偶発事象の会計」	・監査基準書第702号「一般的財務報告における監査報告書」	・「ハンドブック」(会計)セクション 3290 ・「ハンドブック」(監査)セクション 5510	・商法第249条	・国家会計監査人協会規則 2507
3. 企業継続能力に関する財務諸表作成上の取扱い規定	・国際監査基準 570 (旧 23 号)「継続企業」 ・国際会計基準第1号「財務諸表の作成」	・監査基準書第59号「継続企業として存続する能力についての監査人の検討」	・会社法及び発生問題専門委員会(UITF)報告第7号 ・監査基準書第130号「財務諸表と企業継続能力について」	・オーストラリア会計基準審議会第1001号「会計方針」及びオーストラリア会計基準第6号「会計方針」	現行規定 ・規定はない。 公開草案 ・会計上の公開草案「継続企業」	・商法第248条及び第289条	・国家会計監査人協会規則 2507、同注釈及び Note 8
4. 非継続企業における会計基準	・なし	・なし	・なし	・なし	・なし	・なし	・あり

企業継続能力に関する監査上の取扱い

調査項目	国際基準	アメリカ	イギリス	オーストラリア	カナダ	ドイツ	フランス
1. 監査上の取扱いに関する規定	・国際監査基準 570「継続企業」	・監査基準書第59号「継続企業として存続する能力についての監査人の検討」	・監査基準書第130号「財務諸表と企業継続能力について」及び第600号「財務諸表に対する監査報告書」	・監査基準書第708号「継続企業」	現行規定 ・「ハンドブック」セクション 5510「監査人の報告書における留保事項」 公開草案 ・監査上の公開草案「継続企業的前提を評価する監査人の責任」	・商法第321条 ・監査基準書 3/1988「監査意見報告基準」	・国家会計監査人協会規則 2507、同注釈及び Note 8 ・会社法 231条
2. 企業継続能力に関する重大な疑義に関して指標となる事項	現行規定 (1) 財務上の兆候...9項目 (2) 経営上の兆候...3項目 (3) その他の兆候...3項目 国際監査基準改訂ドラフト (1) 財務上の兆候...2項目追加	(1) 消極的な傾向...4項目 (2) 財務的窮迫に関する他の兆候...5項目 (3) 内部的要因...4項目 (4) 外部的要因...6項目	(1) 財務上の兆候...11項目 (2) 営業上の兆候...6項目 (3) その他の兆候...2項目	(1) 営業的兆候...7項目 (2) 財務的兆候...7項目 (3) その他の兆候...7項目	現行規定 ・8項目 公開草案 ・会計上の公開草案 (1) 財務上の指針...11項目 (2) 営業上の指針...4項目 (3) その他の指標...5項目 (4) 主に非営利組織に適用される指標...3項目 ・監査上の公開草案 4項目	(1) 前年度に比べて不利な財産、財務及び収益の状況の変化...15項目 (2) 年度損益に重大な影響を与えた損失...5項目 (3) 監査を受ける企業の存立を危うくする事実状況...9項目 (4) 監査を受ける企業の発展を阻害する重要な事実状況...6項目	(1) 事業の悪化...3項目 (2) 財政状態の悪化...4項目 (3) 信用失墜及び事態の明白化...3項目 (4) 重大な事故 (5) 事業の継続性を危うくする事象に付随する現象
3. 適用すべき監査手続等	・本文参照	・本文参照	・本文参照	・本文参照	・本文参照	・本文参照	記載省略

調査項目	国際基準	アメリカ	イギリス	オーストラリア	カナダ	ドイツ	フランス
4. 継続企業の前提の妥当性に関する判断期間	・財務諸表の決算日から1年	・財務諸表の決算日から1年	・財務諸表の承認日から1年	・監査報告書の作成日から1年 (次回の作成日まで)	現行規定 ・規定はない。 公開草案 ・財務諸表の決算日から1年	・規定はない。(企業継続の問題を資産負債の評価の基本原則として捉えており、期間についての規定はない。実務的には監査終了時点(通常、監査報告書日)までに企業が清算等して非継続になった場合、それに言及することになる。)	・財務諸表の決算日から1年
5と6. 意見形成	<p>現行規定</p> <p>1. 企業継続に関する重大な不確実性があるが、払拭される場合 (1) 開示が不適切 ...限定付適正又は不適正意見</p> <p>2. 企業継続に関する重大な不確実性が解決していない場合 (1) 開示が適切 ...説明区分で指摘し、無限定適正意見 (2) 開示が不適切 ...限定付適正又は不適正意見 (3) 判断困難な不確実性の場合 ...意見差控を妨げず</p> <p>3. 企業継続を前提とすることが妥当でない場合 ...不適正意見</p> <p>国際監査基準改訂ドラフト</p> <p>1. 企業継続に関する重大な不確実性があるが、払拭される場合 ...開示を検討</p> <p>2. 企業継続に関する重大な不確実性がある場合 (1) 開示が適切 ...強調区分で指摘し、無限定適正意見 (2) 開示が不適切 ...限定付適正又は不適正意見 (3) 判断不能な不確実性の場合 ...意見差控を妨げず</p> <p>3. 企業継続を前提とすることが妥当でない場合 ...不適正意見</p>	<p>1. 経営計画を検討した結果、合理的期間にわたって企業継続能力に対する重大な疑問が薄らいだ場合 (1) 開示が適切 ...無限定適正意見 (2) 開示が不適切 ...限定付適正意見又は不適正意見</p> <p>2. 明確にされた状況及び事実並びに経営計画を検討した後で合理的期間にわたって企業継続能力に重大な疑問があると結論した場合 (1) 開示が適切 ...無限定適正意見(説明区分を設ける) (2) 開示が不適切 ...限定付適正意見又は不適正意見</p> <p>3. 企業継続能力が未確定事項に該当する場合には、意見差控えとなる場合がある。</p>	<p>1. 企業継続の前提は妥当であるが、取締役の対象とした期間が1年未満である場合 (1) 開示が適切 ...無限定適正意見 (2) 開示が不適切 ...原則として「意見形成の基礎」で指摘し、無限定適正意見</p> <p>2. 企業継続に関する重大な疑義がある場合 (1) 開示が適切 ...説明区分で指摘し、無限定適正意見 (2) 開示が不適切 ...限定付適正又は不適正意見</p> <p>3. 継続企業以外の基準で財務諸表が作成され、それが適切である場合 (1) 開示が適切 ...説明区分で指摘し、無限定適正意見 (2) 開示が不適切 ...限定付適正又は不適正意見</p> <p>4. 企業継続の前提が妥当でない場合 ...不適正意見</p> <p>5. 継続企業と認められず、開示等が不十分である場合 ...不適正意見</p> <p>6. 判断不能の場合 ...限定付適正意見又は意見差控</p>	<p>1. 企業継続に関する重大な不確実性があるが、払拭される場合 (1) 開示が不適切 ...限定付適正意見</p> <p>2. 企業継続に関する重大な不確実性が解決していない場合 (1) 開示が適切 ...強調区分で指摘し、無限定適正意見 (2) 開示が不適切 ...限定付適正又は不適正意見</p> <p>3. 企業継続能力がないと判断した場合 ...不適正意見</p>	<p>現行規定</p> <p>1. 企業継続能力に重大な疑問がある場合 (1) 開示が適切 ...無限定適正意見(説明区分の記載なし) (2) 開示が不適切 ...限定付適正又は不適正意見</p> <p>2. 企業継続を前提とすることが妥当でない場合 ...不適正意見</p> <p>3. 監査範囲の制約がある場合 ...限定付適正意見又は意見差控</p> <p>公開草案 ・特に変更なし</p>	<p>1. 監査意見の形成は以下の4つに分類される。(商法第322条) (1) 無限定確認 (2) 補足的説明 (3) 限定意見 (4) 意見の拒絶</p> <p>2. 限定付適正意見及び意見の拒絶をした場合は、その理由を述べなければならない。</p> <p>3. 補足的説明は、さらに指示的追記と条件的追記に分けられる。前者は監査の内容について誤った印象を防止するために為されるもので、未確定のリスクが存在しそれを最終的に評価できない場合、企業活動の継続が危険にさらされている場合等を含む。後者は、監査意見の範囲について誤った印象を防ぐために行われるものである。</p>	<p>1. 企業継続が疑わしい場合 (1) 危うい場合 ...意見差控 (2) 条件付きの場合 確認が得られる場合 ...所見付証明(適正意見) 確認が得られない場合 ...限定付適正意見又は意見差控</p> <p>2. 企業継続が確実ではない場合 (1) 影響が計数化できない ...意見差控 (2) 影響が計数化できる 財務諸表を企業継続価値で作成 ア. 影響が重要 ...限定付適正意見又は意見差控 イ. 影響が重要でない ...所見付証明(適正意見) 財務諸表を清算価値で作成 ...所見付証明</p>
7. 監査人の責任について特に掲記している事項	現行規定 ・なし 改訂ドラフト ・あり	・あり	・なし	・あり	現行規定 ・なし 公開草案 ・あり	・なし	・なし